

令和7年5月26日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第5回狭山市農業委員会総会

令和7年5月26日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第5条の規定による届出について
 - (2) 生産緑地地区の変更について
- 5 閉会 午後3時10分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 渡邊隆夫
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

甲田善徳	橋本貴男	奥富一利	筋野克典
内田博樹	片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 渡邊雅彦	主幹 岡篤	主事 七字涼太
---------	-------	---------

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和7年第5回狭山市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先ずは、資料のご確認をお願いします。</p> <p>本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号、4号関係） ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について ・資料3 生産緑地地区の変更について <p>席上に配付いたしました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子 のうねん ・緑の羽根 となります。 以上です。
局長	<p>本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。</p> <p>また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。</p> <p>これより第5回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
会長	<p>【会長の挨拶】</p>
事務局	<p>それでは、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより、第5回狭山市農業委員会総会を開催します。</p> <p>始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。</p> <p>今回は、議席番号3番 増田 棟順 委員と4番 渡邊 隆夫 委員をお願いします。</p> <p>先ずは、第5回総会の概要について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>地区別許可申請等一覧をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画が、受入単位ですが、入間川地区1件、その他地区3件の合計4件です。</p> <p>農地法第3条許可申請は、入曽地区1件、水富地区3件の合計4件です。</p> <p>農地法第5条許可申請は、入曽地区4件、堀兼地区1件、柏原地区2件の合計7件です。主たる従事者証明願は、水富地区1件です。以上です。</p>

議長	はじめに『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。
農振課	【農用地利用集積等促進計画についての説明】
議長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 農業振興課の方は、退室いただいて結構です。
	【農業振興課の退室】
	次に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。 入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。
推進委員	1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曾地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）
議長	ありがとうございました。 次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第2号1番について、ご説明いたします。 受人は南入曾に在住、渡人は所沢市に在住。 土地の所在は大字水野字逃水他1筆 地目はいずれも畑 地積は合計で539㎡。 入曾地区センターの東に位置し、所有権の移転です。 本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受入及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。 補足しますと、受人と渡人とは姉妹であり、渡人には後継者がいないことから受人に託すものです。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第2号2番について、ご説明いたします。

受人は笹井に在住、渡人は笹井に在住。

土地の所在は大字笹井字金井上 地目は畑 地積は1,640㎡。

鷺宮製作所の西に位置し、所有権の移転で、3番の案件との交換です。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、3番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第2号3番について、ご説明いたします。

受人は笹井に在住、渡人は笹井に在住。

土地の所在は大字笹井字下仲居上 地目は畑 地積は1,140㎡。

鷺宮製作所の西に位置し、所有権の移転で、2番の案件との交換です。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、4番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第2号4番について、ご説明いたします。

受人は笹井に在住、渡人は笹井に在住。

土地の所在は大字笹井字金井上 地目は畑 地積は1,325㎡。

鷺宮製作所の西に位置し、所有権の移転です。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人

及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、担当委員からの説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号1番について審査結果を報告します。
【1番の図面より資料説明】
申請地は狭山市大字北入曾字堀難井、地目は畑、地積は207㎡です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号2番について審査結果を報告します。
【2番の図面より資料説明】
申請地は狭山市大字北入曾字堀難井、地目は畑、地積は7.14㎡です。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号3番について審査結果を報告します。
【3番の図面より資料説明】
申請地は狭山市大字南入曾字的場、地目は畑、地積は376㎡です。

	<p>以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願ひます。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、4番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号整理番号4番について審査結果を報告します。 【4番の図面より資料説明】 申請地は狭山市大字南入曾字西ノ前原、地目は畑、地積は344㎡です。 以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願ひます。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、5番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号整理番号5番について審査結果を報告します。 【5番の図面より資料説明】 申請地は狭山市大字堀兼字旭野、地目は畑、地積は330㎡です。 以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願ひます。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、6番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号整理番号6番について審査結果を報告します。 【6番の図面より資料説明】 申請地は狭山市柏原字半貫、地目は畑、地積は330㎡です。 以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、7番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号整理番号7番について審査結果を報告します。 【7番の図面より資料説明】 申請地は狭山市柏原字御所ノ内、地目は畑、地積は497㎡です。 以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、『議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号1番について、ご説明いたします。 買取申出者は広瀬台に在住、買取申出事由の生じた者は広瀬に在住で、令和6年に死亡しています。 申出地は広瀬一丁目 他5筆 地目は田が4筆、畑が2筆 地積は田が2,000㎡、畑が316㎡です。 両者の関係は叔母と姪の関係で、相続は発生しませんが本件は『遺贈』となります。 遺贈とは死亡により遺言の効力が発生したもので、全てを贈与する「包括遺贈」と特定のものを贈与する「特定遺贈」とがあり、前者は農地法第3条の許可を要しませんが後者は必要となります。 本件は包括遺贈であることから農地法の許可は不要ですが、登記終了後、農地法第3条の届出の提出を指導いたします。 以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を承認とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員（多数）です。 よって、本件を『承認』とします。 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。 次に、報告事項に移ります。 農地法第3条、第5条の規定による届出について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号をご覧ください。 農地法第3条の3の規定による届出は、10件31筆、地目及び地積は畑21,047㎡です。 原因はいずれも相続によるものです。 これら届出において、あつせんを希望している希望している方はいません。 報告第2号をご覧ください。 農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目及び地積は畑49㎡です。 転用目的は、敷地拡張です。 報告第3号をご覧ください。 農地法第5条の規定による届出は、3件8筆、地目及び地積は田が257㎡、畑が1,126.49㎡、合計が1,383.49㎡です。 転用目的は、いずれも住宅敷地です。</p>
議 長	<p>質疑ございますか。 無いようでしたら、次を願います。</p>
事務局	<p>次に、『資料3 生産緑地地区の変更について』をご覧ください。 変更箇所一覧中、1～2番については、錯誤による地籍の変更となります。 3～5番については、購入希望者が現れなかったことから、解除し、独自で土地利用が可能となったものです。 以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他について、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>全国農業会議所から埼玉県農業会議を通じまして、農業税制関係要望に対する意見集約について依頼が来ております。 つきましては、農業関係の税制改正のご要望についてご意見があればお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑、ご意見等ございますか。</p>

	<p>ないようですので、事務局は「特になし」で回答願います。 事務局から、他に何かありますか。</p>
事務局	<p>【農地利用最適化活動について説明】</p>
議長	<p>質疑ございますか。 耕作面積と労働力の問題、遊休農地所有者に費用負担を求めざるを得ない等、問題はありますが、狭山市の農業環境の視点で考えると、決して看過しても良い問題ではなく、これらを解消するために農地利用最適化推進委員という制度が設立されたものと捉えています。 推進委員だけに任せるのではなく、農業委員も積極的に関わることで少しでも環境改善につながればと考えます。</p>
事務局	<p>料金等、今後、詰めなければならない課題もありますが、時間の都合もありますことから、詳細につきましては来月の総会時とさせていただきたいと考えます。 いずれにしても、新たな取り組みであることから、ノルマ等は設けず、次世代へ向けてのレールを設置していくつもりで取り組みたいと思いますので宜しくお願いいたします。 いずれにいたしましても、初の取り組みですので、目標は努力目標とし各地区1件程度を目指したいと思います。</p>
	<p>他にございますか。 無いようですので、これをもちまして第5回狭山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。</p>